

平成29年11月20日 経済産業大臣宛て

本事業は、苫前郡苫前町において平成11年から操業しているユーラス苫前ウィンドファーム(出力20,000kW、20基。以下「既設風力発電所」という。)の事業区域の拡大を伴う更新事業であり、苫前町市街地の南方向に位置する168.5haの対象事業実施区域に、出力34,000kW(単機出力3,400kWの風力発電機10基)の発電所を設置する計画となっており、当該区域の北東には、他社の風力発電所(以下「他社風力発電所」という。)が隣接して稼働している。

対象事業実施区域の周辺には多数の住居が存在しており、本事業の実施により、騒音や風車の影による生活環境への影響が懸念される。また、対象事業実施区域及びその周辺はガン類、ハクチョウ類及び海ワシ類の渡りの経路となっているほか、当該区域の近傍ではオジロワシの営巣木が確認されており、既設風力発電所においてはこれまでもオジロワシの7件を含む多数のバードストライクが発生が確認されていることから、更新後の本事業においても、引き続き鳥類の渡りや繁殖等への影響が懸念される。

以上を踏まえ、事業者は、次に示す事項について真摯に対応し、本事業による環境影響を確実に回避又は低減すること。

1 総括的事項

(1) 準備書における環境影響評価の妥当性について

本準備書において事業者は、環境影響評価項目の全般にわたり、環境影響は実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価している。

しかしながら、2の個別的事項で示すとおり、予測及び評価の科学的根拠が示されていない項目や、環境保全措置の検討が十分とは言えない項目が散見され、環境保全措置が適切ではない項目については、事業の実施により重大な環境影響が生ずるおそれがあるほか、科学的根拠に基づく適切な予測及び評価を行っていない項目については、環境影響を回避又は低減できるとする評価の妥当性が確認できない内容となっている。

このため、複数の専門家等からの科学的知見の聴取を含め、科学的根拠を示した上で予測及び評価を行い、その結果に基づき風車の位置を変更するなど、重大な環境影響を回避又は低減するための適切な環境保全措置を検討すること。また、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合は、確実に環境影響を回避又は低減できるよう、事業の規模を縮小するなど、事業計画の見直しを行うこと。

(2) 累積的影響について

対象事業実施区域に隣接して他社風力発電所が稼働していることから、本事業との累積的影響が生じるおそれがあるにもかかわらず、本準備書には累積的影響の予測及び評価に関する記載がない。そのため、本事業と他社風力発電所による累積的影響について、2の個別的事項で示すとおり、必要に応じて調査を実施した上で改めて予測及び評価を実施すること。

(3) 評価書の作成に当たっての留意事項について

評価書の作成に当たっては、予測及び評価の根拠並びに環境保全措置の検討経過を遺漏なく

具体的に記載するとともに、一般に分かり易い図書となるよう努めること。

(4) 準備書の公開について

本準備書については、縦覧期間は終了しているものの、住民等との相互理解の促進などの観点から、評価書の縦覧期間が終了するまで事業者のホームページに掲載するなど、継続した公開に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音、振動

ア 建設機械の稼動に伴う騒音及び振動の予測に当たり、既設風力発電所の撤去工事におけるコンクリート建造物の解体に伴い発生する騒音及び振動を予測対象としていないが、コンクリートの破砕等に伴い相当程度の騒音及び振動が発生する可能性があることから、当該騒音及び振動についても予測及び評価を実施すること。

イ 苫前町力屋地区の住居付近では現況騒音が環境基準 A 類型を超過しているが、本事業による施設の稼動により騒音が増加し、現況よりさらに悪化すると予測されていることから、風車の配置の見直しなどの適切な環境保全措置を講ずることにより、影響を回避又は十分低減すること。

ウ 施設の稼動に伴う騒音について、他社風力発電所との累積的影響について予測及び評価を実施すること。

エ 平成 29 年 5 月に環境省から「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」が示されていることから、同指針に基づく評価の実施についても検討すること。

(2) 風車の影

ア 対象事業実施区域周辺には多数の住居が存在し、多くの住居において、海外のガイドラインの指針値を超える時間で風車の影による影響が及ぶと予測されている。このため、現況で既設風車に係る苦情がないことをもって現況を悪化させない程度の環境保全措置とするのではなく、ガイドライン指針値を踏まえ、影響が回避又は十分低減されるよう、風車の配置の見直しや影響が及ぶ時間帯の稼動制限などの適切な環境保全措置を講ずること。

イ 施設の稼動に伴う風車の影について、他社風力発電所との累積的影響について予測及び評価を実施すること。

(3) 動物

ア コウモリ類については、地上からのバットディテクターを用いた調査のみを実施しているが、ブレード回転域の高度における重要な種の飛翔状況を十分に捕捉できたとする根拠が示されていないことから、その科学的根拠を明らかにすること。また、それが出来ない場合は、対象事業実施区域及びその周辺におけるコウモリ類の生息状況に詳しい専門家等の意見を聴いた上で、改めて調査、予測及び評価を実施すること。

イ 本事業による既設風力発電所からの風車配置の変更に伴い、対象事業実施区域のみならず隣接する他社風力発電所周辺においても鳥類の行動が変化する可能性があることから、バードストライクや渡り経路の変更などに係る、他社風力発電所との累積的影響について適切に予測及び評価を実施すること。

ウ バードストライク及びバットストライクに関する事後調査については、その手法について科学的根拠が示されておらず、調査計画の妥当性が確認できないことから、専門家等の意見を聴いた上で、死骸の見落としや他の動物の持ち去りによる過小評価を回避するため、週一回以上など可能な限り高い頻度で複数年の調査を実施するとともに、発見死骸数に補正を施すモデル等を採用するなど、適切な手法となるよう調査計画を見直すこと。また、調査の結果、重大な影響が確認された場合は、稼働制限を含む環境保全措置の実施について検討すること。

(4) 植物

改変区域内に分布する重要植物種であるホロマンノコギリソウ、カタクリ、カキランについては、改変区域の変更による影響の回避を優先すること。また、回避が困難な場合は、専門家等の意見を聴いた上で、移植などの代償措置を講ずるとともに、移植については効果の不確実性が高いことから、定着状況の確認等の事後調査を実施すること。

(5) 生態系

ア バードストライクによる上位性注目種であるオジロワシへの影響について、衝突が発生しやすいと考えられている旋回行動が多い箇所に風車の位置が重なっていないことを理由の1つに挙げ、衝突する可能性は小さいと予測しているが、旋回行動と衝突リスクの関連性についての科学的根拠が示されておらず予測の妥当性が確認できないことから、科学的根拠に基づく予測及び評価を実施すること。

イ 事業実施区域及びその周辺には既に侵略性の高い外来植物が生育しており、本事業の実施に伴うそれらの分布域の拡大により、重要な動植物種や生態系への影響が懸念されることから、効果的な拡散防止策を講ずること。

ウ 風車の配置や改変区域の決定に当たっては、事前の現地調査などにより、大型鳥類や哺乳類などが営巣やねぐらなどに利用し得る大径木の分布を把握した上で、その周辺を回避するなどにより、動物の生息環境への影響を回避又は十分に低減すること。

(6) 景観

ア 鳥類や生態系への影響を低減するため、ブレードへの彩色塗装などにより鳥類からの視認性を高める措置を講ずるとしているが、景観に係る予測及び評価は彩度を抑えた塗装とする措置を前提としたフォトモンタージュにより行われており、彩色に係る環境保全措置については環境要素間で整合性がとられていない。このため、彩色塗装等の措置を行う場合は、それを想定したフォトモンタージュを作成することなどにより、改めて予測及び評価を実施すること。

イ 本準備書に掲載のフォトモンタージュについては、実際の風車の大きさなどの視覚的印象（見え方）より小さく感じるものがあることから、実際の景観対象の大きさなど視覚的印象を反映したフォトモンタージュを作成するなど、適切に予測及び評価を実施すること。

ウ 主要な眺望景観の一部には他社風力発電所の風車も介在することから、それらの眺望景観については、他社風力発電所との累積的影響についても予測及び評価を実施すること。